

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和二十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、佐賀土木事務所に道路維持課を」を削り、同条第四項中

「道路整備第二課

「道路整備第二課」を 道路維持課」に改め、同条中第五項を削り、第六

項を第五項とし、第七項を削り、第八項を第六項とする。

第四条第一項の管理課の分掌事務の第一号中「ただし、」及び「。次号において同じ」を削り、同課の分掌事務の第二号を次のように改める。

二 道路、河川及び海岸の管理に関する事（唐津土木事務所にあつては、

道路、河川及び海岸の維持及び修繕に関する事を含む。）。

第四条第一項の管理課の分掌事務の第二号の次に次の一号を加える。

二の二 港湾の管理に関する事（唐津及び伊万里の各土木事務所を除く。）。

第四条第一項の管理課の分掌事務の第六号中「（佐賀土木事務所を除く。）」を削り、同項の工務課の分掌事務中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 道路、河川、海岸及び港湾の維持及び修繕に関する事。

第四条第三項の道路整備第一課及び道路整備第二課の分掌事務中「各号」を「第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第四項中「管理課の第二号」を「工務課の第四号」に改め、同条第五項中「次のとおり」を「第一項の工務課の第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務（都市計画事業に関する事

務に限る。)に關すること」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「次のとおり」を「第一項の工務課の各号に掲げる事務(河川事業、海岸事業及び港湾事業に關する事務に限る。)に關すること」に改め、同項各号を削り、同条第七項の道路整備課及び河川課の分掌事務中「各号」を「第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第八項の道路課の分掌事務中「河川・ダム建設課」の下に「及び港湾課」を加え、同条中第九項から第十一項までを削り、第十二項を第九項とし、第十三項を第十項とし、第十四項を第十一項とする。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。